

初心を忘れずに、消費者の 目線を意識すること

寺西 直子 Teranishi Naoko

経済取引局 総務課企画室長 [平成14年4月入局]

Career

係員	平成14年 4 月	取引部取引企画課
	平成15年 7 月	審査局管理企画課審査室
	平成16年 7 月	取引部消費者取引課景品表示監視室
係長	平成16年10月	取引部消費者取引課景品表示監視室企画調整係長
	平成17年 6 月	人事院 長期在外研究員(米国) 海外留学
	平成19年 7 月	官房総務課総務係長
課長補佐	平成20年 7 月	官房国際課長補佐(海外調査担当)(心得)
	平成21年 7 月	審査局第一審査審査専門官(主査) 内閣府本府規制改革推進室併任出向 出向
	平成22年 4 月	内閣府本府行政刷新会議事務局併任出向 出向
	平成23年 9 月	審査局第一審査審査専門官(主査)
	平成25年 5 月	人事院 短期在外研究員(フランス)・官房国際課長補佐 海外赴任
	平成26年 7 月	官房国際課長補佐
	平成27年 7 月	取引部企業取引課長補佐(総括担当)
管理職	平成28年 4 月	取引部取引企画課長補佐(総括担当)
	平成30年 7 月	審査局管理企画課公正競争監視室長
	令和 2 年 4 月	経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長
	令和 4 年 7 月	審査局第四審査上席審査専門官 (デジタルプラットフォーム担当)
	令和 5 年 8 月	産前・産後休暇、育児休業
	令和 6 年 4 月	経済取引局総務課企画室長

公正取引委員会を志望した理由

私が就職先として公正取引委員会に関心を持った理由は、公正取引委員会が消費者の利益のために働く官庁であること、独占禁止法はあらゆる業種に適用されるものであるため、特定の業界だけでなく、多くの業界を横断的な視点でみることができること、公正取引委員会は独占禁止法を核とした官庁であるため、キャリアを通じて独占禁止法という専門性を身に付けられると考えたことです。



消費者利益と専門性を追求するキャリアの選択

係員時代

現場での貴重な経験と成長

入局して初めての配属先は、経済取引局取引部取引企画課でした。取引企画課は取引部全体を取りまとめる総務課のような部署(筆頭課と呼ばれています)ですが、私が所属していた年に、取引部では下請法の改正と景品表示法(現在は消費者庁の所管)の改正という二つの大きな法改正の検討が進められていました。

私自身が法改正を直接担当していたわけではありませんが、筆頭課係員として、関係者・業界、内閣法制局とのやり取り、国会審議といったダイナミックな動きを間近で見ることができました。2年目には、独占禁止法の審査の現場に配属になりました。立入検査、供述聴取など審査の現場の業務を一通り学びましたが、関係人に対する報告命令の設計の主担当となり、関係人から漏れないよう回答してもらうために命令内容を精緻に記載することに苦心したことは現場でのいい経験でした。

係長時代

2年間のアメリカ留学が その後のキャリアの大きな基礎に

係長時代は、景品表示監視室と官房総務課という二つの部署で総括係長を経験するとともに、アメリカのロースクールに留学し、米国の独占禁止法に当たる反トラスト法を学びました。アメリカは、判例法の国で反トラスト法についても多くの判例が蓄積されています。留学1年目のニューヨーク大学では、反トラスト法の重要判例を学ぶことによってそのダイナミズムを知り、2年目のシカゴ大学では、法と経済学の観点から反トラスト法の判例を分析する講義を受講しました。2年間の留学でアメリカ反トラスト法を集中して学んだことは、私のその後のキャリアの大きな基礎となりました。留学から戻った後に、官房総務課に配属になりましたが、公正取引委員会の窓口として、内部の関連部局と調整しながら公正取引委員会としての文書を作成したり、他省庁と折衝したりしました。他の省庁の担当者ややり取りをする機会が多いのは官房総務課の特徴であり、外部の人にも公正取引委員会の施策・考え方を理解してもらえるよう、説明を工夫することの重要性に気付かされたのはこの頃でした。

課長補佐時代

国際的な違反事件の審査の経験を 国際機関で活かす

入局7年目以降、国際課、審査局といった部署で課長補佐を務めたほか、内閣府規制改革推進室、フランスにあるOECD事務局競争課にも出向するなど、充実した課長補佐生活を送りました。審査局では、国際カルテル上席に配属になり、世界規模で行われていた自動車用部品のカルテル事案や自動車専用船のカルテル事案といった大型カルテル事案の審査を担当しました。日本だけでなく、米国の競争当局や欧州委員会など諸外国の競争当局も同じ事件を調査しており、他国の担当官と電話会議で立入検査の調整を行うなど、複数の国・地域の競争当局間で協力しながら審査を行いました。この業務の経験から、グローバルにビジネスが展開している時代において、各国・地域の競争当局の執行協力が一層重要になっていくという問題意識を持ち、OECD事務局競争課に出向する機会を得ました。当時、OECD競争課では、国際協力に関する理事会勧告をおよそ20年ぶりに見直そうとしていたところであり、私もそのチームに入り、各国の意見を聞きながら理事会勧告の



ドラフティングを行いました。その理事会勧告の策定作業において、各国競争当局間の執行協力に向けた機運が高まっていくのを感じ、やりがいを感じました。

管理職時代

変化する社会の中で 公正取引委員会が求められる役割を

10年ほど課長補佐を務めた後、管理職としてこれまで四つのポストを務めました。例えば、デジタル市場企画調査室では、アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会を立ち上げ、アルゴリズム/AIの利用が進むことによって生じ得る競争政策上の課題を整理したり、近年重要性が高まっているクラウド分野の実態調査を行ったりしました。また、現在所属している経済取引局総務課企画室では、イノベーションと競争政策に関する検討会を開催し、イノベーションが重要になっている現在、競争政策においてイノベーションの影響をどのように考慮すべきかについて検討・整理したり、これまでの経験を活かし、競争政策全体のあるべき姿を中長期的視点で検討する業務に携わったりしています。管理職になってからは、社会の中で公正取引委員会が求められている役割、果たすことができる役割を以前より意識しながら業務に取り組むようになりました。

また、私は管理職になってから出産し、育休を経て復職しました。夫が家事・育児に主体的に取り組んでくれていること、上司や同僚に状況を理解いただいていることが大きく、フレックスタイムやテレワークといった制度、家事代行などの外部サービスもフル活用しながら、仕事と両立しています。復職する前は、仕事と育児の両立は苦勞も多いのではないかと不安でしたが、やってみると仕事とプライベートのメリハリが付きやすいというメリットもあり、充実した毎日を過ごしています。

公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会で働き始めて20年以上経ちました。その間、公正取引委員会を志望した時に考えていたように、審査業務や政策立案業務において多種多様な業界に関わる機会があり、常に消費者の目線を意識しながら仕事をすることができました。また、ここ数年だけでもフリーランス法やスマホソフトウェア競争促進法が加わるなど、公正取引委員会への社会の期待は非常に高まっており、常に新たな課題に直面しています。このように、公正取引委員会には新しいチャレンジが多くあります。好奇心をもって新しいチャレンジを楽しむことができる方のお越しをお待ちしています。

公正かつ自由な競争の促進、 その単純明快な目的の追求

菅野 善文 *Kanno Yoshifumi*

官房 人事課企画官 [平成5年4月入局]

Career

係員

平成 5 年 4 月 審査部第二審査
平成 7 年 4 月 官房総務課 (国会係)
平成 9 年 7 月 経済取引局総務課

係長

平成 9 年 10 月 経済取引局総務課調整係長
平成 11 年 7 月 近畿中国四国事務所中国支所審査課審査専門官 **転勤**
平成 13 年 7 月 近畿中国四国事務所中国支所取引課取引係長 **転勤**
平成 14 年 7 月 審査局特別審査部第三特別審査審査専門官
平成 15 年 7 月 取引部企業取引課総括係長
平成 16 年 7 月 官房総務課秘書係長
平成 17 年 7 月 官房人事課人事係長
平成 19 年 7 月 審査局第四審査審査専門官 (庶務担当)
平成 20 年 7 月 審査局管理企画課総括係長

課長補佐

平成 21 年 7 月 近畿中国四国事務所四国支所下請課長 **転勤**
平成 23 年 7 月 審査局第三審査審査専門官 (主査)
平成 24 年 7 月 審査局第二審査審査専門官 (主査)
平成 25 年 6 月 外務省 在セルビア日本国大使館一等書記官 **海外赴任**
平成 29 年 7 月 官房総務課長補佐 (国会担当)

管理職

令和 2 年 7 月 近畿中国四国事務所四国支所長 **転勤**
令和 4 年 7 月 取引部企業取引課上席下請取引検査官
令和 6 年 7 月 官房人事課企画官

公正取引委員会を志望した理由

大学では経済法 (独占禁止法等) を履修していたものの、当初はそれを仕事に結びつける考えはありませんでした。公共性の高い仕事に就くことを意識して公務員を志望し、いくつか官庁訪問をする中で、行政機関ながら強い執行権限も併せ持つユニークさ、また中立性・独立性が高い独立行政委員会という組織が気になりました。何よりの決め手は、公正取引委員会 (公取委) の存在意義と目的である、市場における「公正かつ自由な競争の促進」とのキャッチフレーズと全国をフィールドとして機動的に仕事をするとの業務内容が腑に落ち、「プレーヤーがフェアに競い合えるようにする仕事」が最も自分らしく働けそうだと「感じた」ためです。

プレーヤーがフェアに競い合えるようにする仕事



係員時代

一つ一つの証拠や供述の積み重ね、 事件審査の基本を学ぶ

最初に配属された審査部 (現在は審査局) 第二審査は、いわゆる「審査の現場」と呼ばれる独占禁止法違反事件の調査業務を担当する部署で、公正取引委員会 (公取委) の執行業務の最前線で、希望どおりの配属でした。

当時、現場には職人気質のベテラン審査官が多くおり、「仕事は

習うより慣れろ」といった雰囲気でした。私は配属の3日目には右も左もわからないまま入札談合事件の事情聴取の場に同席させられていました。事情聴取の場では、集中して臨む審査官の脇で、違反の事実をなかなか認めない関係人から、客観的証拠に基づいてどのように供述を得るのかを学びました。様々なタイプの異なるベテラン審査官による事情聴取の場に何十回と同席して事実を追う過程を間近で接し、一つ一つの証拠や供述を正確に積み上げることが独占禁止法違反事件審査の基本であって違反の認定には不可欠であり、それが公取委の仕事の基本でもあることを学びました。

次に配属された官房総務課では国会係員として、国会内にある政府委員室（現在は国会連絡室）で国会内の情報収集と連絡調整業務を担当しました。

私の役割は、国会内の各所に足を運び、国会動向の情報収集と政党、議員、衆参両議院事務局等との連絡を担うことでした。当時は通信機器などは発達しておらず、有益な情報を得るために国会内を歩き回る毎日でしたが、情報は足で稼ぐことを身をもって学びました。

報道でしか知り得ない国会の動向や法案審議の手の流れを間近に接した経験は、国家公務員としての以後の業務に非常に参考になっています。

係長時代

一人で何役もこなす経験を通じて大いに吸収

係長昇任2年目の初の地方勤務では中国支所（広島市）の審査課に配属されました。チームで行う事件調査は、地方では、職員数も限られていることから、若手職員は一人で何役もこなす必要がありました。自分が受けた外部の一本の情報（申告）が独占禁止法違反事件調査の端緒となり、その後、現地に赴き補足調査の実施、立入検査での証拠収集や関係人への事情聴取等でも担当を任されるなど審査手続に携わり、違反認定から法的措置・報道公表まで、本局では分担されている審査業務を一通り経験しました。地方での勤務は、経済環境や産業の地域特性、事業者マインドの違いなどを知ることができ、本局とは異なる環境の中で様々な経験を積み、大いに吸収することができた時期でした。

官房人事課の人事係長では、公取委の組織強化が求められていた時期であり、公取委の業務内容と魅力を説明し、一緒に公取委を担う方を数多く募ることに注力しました。

当時、公取委に関する報道は多くはなく、公取委の活動を知ってもらう手段も限られていましたので、一般的には公取委の印象は、「よく分からない役所」、「難しそうなの役所」といったものでした。そこで、公取委を身近に感じてもらうため幅広く業務説明会を開催するなど、公取委に関心を持つ方と職員が直接対話できる機会を多く設け、活動事例を紹介し、公取委の活動が、国民の利益につながることを理解してもらうよう努めました。

課長補佐時代

異なる環境で得た知見や気づきは貴重な財産

課長補佐級昇任時の二回目の地方勤務では四国支所（高松市）に下請課長として配属されました。四国には中小規模事業者が多く所在し、各地の地場産業に古い取引慣行が根強く残るという下請法違反が生じやすい環境にありました。四国支所下請課では、下請法違反事件の調査といった執行業務はもちろんのこと、同時に違反防止の啓発業務も担当しており、発注事業者（親事業者）と下請事業者の双方に向けた下請法の説明会や相談会の開催のため四国各県を丹念に回るなど、執行と啓発の両者のバランスを考えた業務運営を心掛けました。

平成25年から29年までは、外務省に出向となり東欧のセルビアの日本国大使館で勤務しました。大使館では、経済・経済協力班長として、セルビア及び兼轄国のモンテネグロ両国に所在する、また進出・投資しようとする日本企業への支援、また、日本の政府開発援助（ODA）による支援（資金協力）を担当し、二国間のほか国際支援機関との調整にも当たりました。

在外勤務では、支援を通じた日本の国益の増進といった公取委とは異なる頭と身体の使い方が求められ、慣習や常識、環境も大きく

異なる地での業務や生活はそれなりの苦労もありました。それでも、世界から求められている日本の役割、また、多様な価値観や意見がある中での調整の進め方など、業務や生活を通じて得た知見や気づき、新たな学びが数多くありました。これらは、苦労を超える価値をもつ財産であり、現在の業務にも活かされています。

管理職時代

正直者がバカをみる、弱者が裏で泣くという事例を一つでも多く減らす

管理職（室長級）昇任後の地方勤務では二度目の四国支所へ支所長として赴任しました。四国支所では、これまでの現場の視点とは異なり管理者として支所業務を円滑に実施することのほか、対外的には、国の行政機関の管区の長として、公取委が進めている幅広い取組を広く知っていただく広報活動、また、事業者の方などから地域経済の状況や公取委への御意見を伺う公聴活動などを推進しました。

赴任した時期は、ちょうど新型コロナウイルス感染症が流行し始めた頃でしたが、「公正取引委員会の広報官」との意識を持って、可能な限り各県に足を運び各方面との対話することを心掛けました。

管理職二つ目のポストの上席下請取引検査官では、下請法の執行部門で下請法違反の重大事件の調査指揮を担当しました。事件調査は、下請取引の親事業者が下請事業者に不当に不利益を課す行為について現地調査や事情聴取等を通じて違反行為の有無を調査します。調査の結果、違反行為が認められた場合には、親事業者に違反行為の取りやめと下請事業者が被った不利益の回復を指導します。

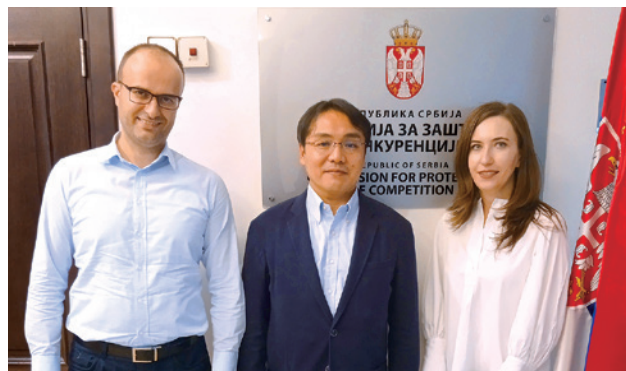
我が国の経済は、多くの中小規模事業者の努力・下支えの上で成り立っています。取引上立場が強い親事業者による違反行為は、下請事業者の努力を否定するものであり、公正な競争を促進する観点からも看過することはできません。現場の検査官とともに、「正直者がバカをみる」、「弱者が裏で泣く」といった事例を一つでも多く減らすことを心掛け、チーム一丸となって精力的に事件調査に取り組みました。

公正取引委員会を志望する皆さんへ

我々を取り巻く経済環境は刻々と変化しており、公取委も複雑・多様化する経済社会の動きに対応し、常に、新たな行政課題に取り組んでいます。公取委のいずれの業務も突き詰めれば、経済社会の根本原理である市場機能が効果的に機能するために「市場における公正かつ自由な競争の促進」という「単純明快な目的」に帰結します。

私は、入局以降これまで、特定の部署に偏ることなく様々な部署で経験を積んできました。その時々々の苦労はありましたが、いずれの部署でも先輩や同僚、後輩とともに目指してきたものは単純明快な目的の追求であり、そこには一体感と充実したやりがいを感じています。

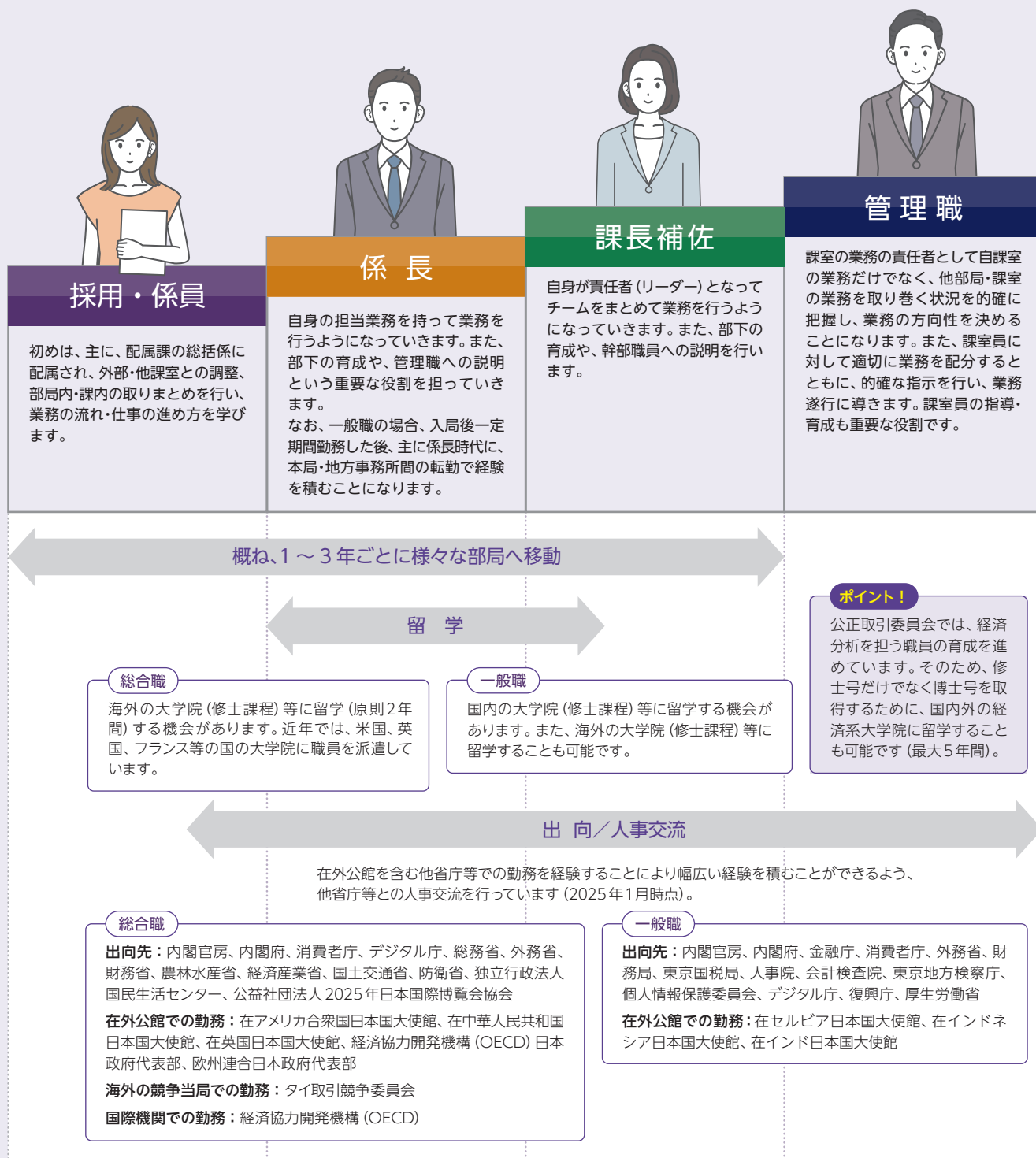
多様な背景、技術、経験、考え方をもつ新たな仲間とこの単純明快な目的を共有し、ともに業務に当たれることを期待しています。



セルビア競争当局において

採用後のキャリアステップ

採用後、公正取引委員会の重要業務である事件審査業務を含め、約1～3年ごとに様々な部局を異動し、様々な経験を積むことになります（なお、総合職の場合、採用されてしばらくは、1年ごとの異動が多い傾向にあります）。このほか、公正取引委員会の本局・地方事務所間の転勤、海外大使館を含む他省庁での勤務、国内外の大学院等へ留学する機会も用意されています。このような様々な経験を積む中で、視野を広げるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。

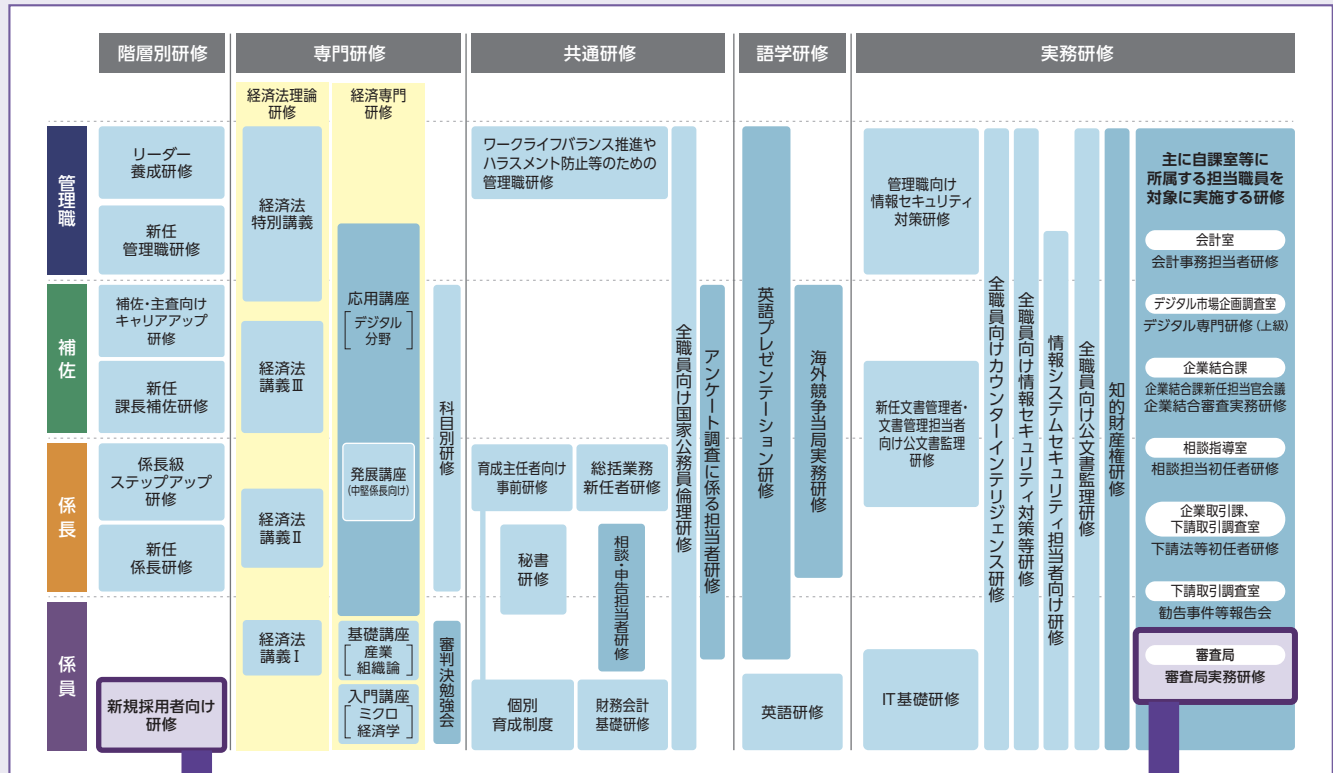


給料は
どのくらい？

総合職・一般職

給与については、各府省とも人事院で定めている規定に従って支給することとされています。総合職（大卒程度）の場合、初任給は約28万円、一般職（大卒程度）の場合、初任給は約27万円（東京都特別区内勤務の場合）。法律の改正により、額が変動する場合があります。この他に、期末・勤勉手当（ボーナス）、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。

令和 6 年度研修体系図



新規採用者研修について

公正取引委員会では、採用後約1か月の時間をかけて、新規採用者研修を実施しています。新規採用者研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公正取引委員会職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。中でも、公正取引委員会の仕事で欠かすことのできない独占禁止法に関する講義には、合計20時間を超える時間をかけていて、学生時代に独占禁止法に触れたことがない人であっても独占禁止法の基礎的な知識を身に付けることができる内容となっています。公正取引委員会が行う研修で、1か月の長期間、同じメンバーが集まって受講する研修はほかになく、同期同士のきずなを深める絶好の機会にもなっています。



実務研修について 審査局実務研修(初任者基礎研修)

公正取引委員会では、審査局に配属された職員に対して、階層別、テーマ別研修を実施しています。例えば、審査局へ初めて配属された職員に対しては、初任者基礎研修を実施しています。この研修は、審査局の初任者が業務を適正に行うために必要となる基礎的な知識や技能を習得できる内容となっており、例えば、独占禁止法に違反している疑いがある会社に対して行う立入検査に関する講義・実践演習や、供述聴取(事情聴取)に関する講義や演習などを合計15時間近くかけて実施しています。また、近年のIT化の進展に伴い重要性が増している電子証拠(メールやスマートフォンのデータ等)を立入検査時に適正かつ的確に収集できるよう、電子証拠の収集に関する講義に加えて、特殊なソフトウェアを用いた実習を行っています。





公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/>



採用に関するお問い合わせ先

〒100-8987

千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

公正取引委員会事務局官房人事課人材戦略係

TEL：03-3581-5471 (代表) / 03-3581-5475 (直通)



■ 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅 B1a出口

■ 東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1出口

■ 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関」駅 A1出口

■ 東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5番出口

最新の情報を掲載しています

 <https://x.com/jftc>



 <https://www.facebook.com/JapanFTC>



 <https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

